

福島県産業廃棄物 処理施設等理解促進支援事業

補助対象者 福島県内に処理施設を設置している処理業者
募集期間 令和6年4月22日～令和6年9月30日まで

補助金交付の目的

産業廃棄物の適正処理を推進するためには、処理施設の役割について、広く住民等の理解を得ることが重要であることから、処理業者が住民等に対し、「処理施設」を積極的に公開し、または子どもへの環境教育等を実施するなど、産業廃棄物の処理に関する理解促進を図る取り組みに対して、補助を行います。

補助金額(補助率 対象経費の2/3又は1/2以内)

1 理解促進環境整備事業

処理施設に対する理解促進を目的とした見学コースや視聴覚施設等を整備する事業

補助率 2/3 限度額 300万円

2 住民理解促進事業

処理施設に対する住民等の理解を深めることを目的として、当該施設を活用し、産業廃棄物の適正処理に関する環境教育等の普及啓発等を実施する事業

補助率 1/2 限度額 50万円

採用例

1 理解促進環境整備事業

- ・見学者用研修室の整備(机、いす、スクリーン、プロジェクター等)
- ・見学コースの整備(手すりや窓、施設模型、展示品、掲示板等)
- ・施設紹介DVDやパンフレットの作成

2 住民理解促進事業

- ・見学者用の備品・消耗品の整備(手袋、マスク、長靴、ヘルメット、実験用材料等)
- ・処理に係るパンフレット等の作成

※先進性があり、他の処理業者への波及効果が期待できるものを対象とします。

※単なる事業活動のPRや営利目的のものは対象外となります。

※事業計画書等を提出していただき、事業内容を審査します。
※年度予算や実施時期の関係で補助できない場合があります。

【申請書等の入手方法】

「福島県トップページ→組織でさがす→生活環境部→産業廃棄物課」よりダウンロード

【問い合わせ先】

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号(西庁舎10階) 福島県生活環境部 産業廃棄物課

TEL: 024-521-7264 FAX: 024-521-7984

E-mail: sangyou@pref.fukushima.lg.jp